

理事会運営規則

第1条（目的）

この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、特定非営利活動法人レックス体操クラブ（以下「当クラブ」という。）の理事会の運営その他の理事会に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 3 理事及び監事は、テレビ会議システム等（Web会議、テレビ会議、電話会議その他出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができる方法による出席を含む。）により出席することができる。
- 4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。
- 5 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

第3条（役員以外の者の出席）

理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第4条（理事会の種類及び開催）

理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 定款第33条第2項に基づき、理事長以外の理事から理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 定款第33条第3項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき

第5条（招集権者）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、各理事（理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序による他の理事）が理事会を招集する。
- 3 招集権者でない理事は、招集権者である理事に対し、理事会の目的事項を記載した書面又は電磁的方法により理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項の手続に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

第6条（招集手続）

理事会の招集権者は、理事会の招集通知を理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所、会議の目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、定時社員総会において理事全員が改選された直後の最初の理事会は、定時社員総会において改選される全理事候補者及び監事（改選される監事を含む。）に対し、定時社員総会の開催前に、これらの者による理事会を定時社員総会の終結直後に、一定の場所で理事会を開催することを告知し、これについてこれらの者の全員から同意を得て、理事会を開催することができる。

第7条（欠席）

理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

第8条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、

その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

第9条（決議の方法）

理事会の決議は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

第10条（決議事項）

次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (4) 入会金及び会費の額
 - (5) 事務局の組織及び運営
 - (6) 理事の職務
 - (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項社員総会・評議員会の招集等に関する事項
- 2 理事長は、前項の決議事項であつても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

第11条（報告）

理事長は、次に掲げる職務の執行状況等について、理事会に報告しなければならない。

- (1) 部門別の事業活動の概況
- (2) 決算（半期決算）

- (3) 事業報告（半期事業報告）
 - (4) 事業及び経理上生じた重要事項
 - (5) 内部監査の状況
 - (6) その他重要組織の活動状況
- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 3 競業取引又は当クラブとの間で取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（議事録）

- 第12条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、日時及び場所、理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）、審議事項、議事の経過の概要及び議決の結果、議事録署名人の選任に関する事項を記載又は記録して、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 2 前項の議事録は、10年間当クラブの主たる事務所に備え置かなければならない。

第13条（欠席者に対する通知）

議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

（改廃）

- 第14条 この規則の改廃は、理事会で議決する。

＜附 則＞

- 1 この規則は、令和6年9月28日に制定し、同日から施行する。
- 2 この規則は、令和7年4月30日に改訂し、同日から施行する。